

第5編 ちゅうがくせい 中学生のために

第5編

ちゅうがくせい
中学生のために

ぼ し か ていしょうがくきん しきゅう 母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。			
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.31）を受けておられる方は、対象者となりません。			
し 支 給 額	子ども1人につき 年額43,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申 請 時 期 およ び しきゅう 支 給 時 期	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。			
び 備 考	毎年度申請が必要です。			

こうつう い じしやうがくきんとう 交通遺児奨学金等 【支給】

ない 内容	交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に、奨学金を支給します。			
たい 対象者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。） ※母子家庭奨学金（P.30）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。			
し 支給額	子ども1人につき 年額43,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申請時期 および し 支給時期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）			
	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。			
と 問い合わせ先	くわしくは、京都府庁府民環境部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。			
び 備考	毎年度申請が必要です。			

中学生のために

せいかつ ほ ご ほう きょういく ふ じょ しきゅう
生活保護法による「教育扶助」【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用（学用品・通学用品の購入費、学校給食費等）を支給します。		
対 象 者	生活保護を受給されている世帯の中学生（義務教育学校の後期課程、特別支援学校 中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。）		
支 給 額	○生活保護法の「教育扶助」		
	区 分	内 容	基 準 額
	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費 月額5,100円
	学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等 月額1,000円以内	
	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費） 実費支給	
	学校給食費	保護者が負担する学校給食費 実費支給	
	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等 実費支給	
	通学交通費	通学に必要な最小限度の額 実費支給	
	学習支援費	課外クラブ活動費 実費支給 (年間上限額 59,800円以内)	
	修学旅行費については、就学援助費（P.33） 修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金（P.37）		} でそれぞれ申請 してください。
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。		
備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.35）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

※表中の金額は令和3年4月1日基準のもので、変更となる場合があります。

しゅうがくえんじょひ
就学援助費【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、就学が困難な中学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し 支 給 額	<p>※支給項目、支給額は市町村により異なります。</p> <p>1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.32)で給付されるもの以外のもの)</p> <p>2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等</p> <p>注：医療費・・・学校保健安全法施行令第8条に定める疾病を治療するために、保護者が負担する費用のみ</p>
しん 申 請 時 期	市町村及び学年によって異なります。
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町(組合)教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町(組合)教育委員会(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

中学生のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっきゅうとう しきゅう
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】

内 容	中学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。			
対 象 者	学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒 ※生活保護法による「教育扶助」（P.32）、「就学援助費」（P.33）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。			
支 給 額	下の支給額は、国が定めている単価（令和4年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村等によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額			
	区 分 ※	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
	学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	—
	通学費	実費	実費	実費の1/2
	職場実習交通費	実費	実費	実費の1/2
	交流及び共同学習交通費	実費	実費	実費の1/2
	修学旅行費	28,860円	28,860円	—
	宿泊を伴わない校外活動等参加費	1,155円	1,155円	—
	宿泊を伴う校外活動等参加費	3,105円	3,105円	—
	学用品等購入費	11,370円	11,370円	—
	新入学生徒学用品費等	28,990円	28,990円	—
	体育実技用具費	柔道 3,825円	3,825円	—
		剣道 26,455円	26,455円	
		スキー等 19,015円	19,015円	
	拡大教材費	1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	1 ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	—
	オンライン学習通信費	7,000円	—	—
	※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。			
申 請 時 期	市町村等によって異なります。			
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村等によって異なります。			
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会等（P. 3）にお問い合わせください。			
備 考	毎年度申請が必要です。			

特別支援学校（中学部）生徒のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっこう しきゅう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

ない 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対象者	京都府立特別支援学校中学部に在学されている生徒				
し 支給額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※1	I	II	III	
	学校給食費	実費	実費の1/2	—	
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	
		付添人経費	実費※2	実費※2	
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	職場実習費	実費	実費	実費の1/2	
交流及び共同学習費	実費	実費	実費の1/2		
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費	5,510円	2,755円	—	
	日用品等購入費	141,560円	70,780円	—	
	食費	148,850円	74,425円	—	
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	57,720円	28,860円	
		付添人経費	82,850円※2	41,425円※2	
	校外活動等 参加費	本人経費	24,660円	12,330円	—
		付添人経費	36,980円※2	18,490円※2	—
学用品等購入費	22,740円	11,370円	—		
拡大教材費 1ページあたり42円を限度として 算定した額	1冊あたり限度 10,500円	Iの1/2	—		
新入学生徒学用品費等	57,980円	28,990円	—		
オンライン学習通信費	14,000円	—	—		
申請時期 および 支給時期	学校によって異なります。				
申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
問い合わせ先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5834）にお問い合わせください。				
備 考	毎年度申請が必要です。 ※金額については、令和4年度見込みです。				

第5編
 中学生のために

か けいぎゅうへん せ たい じゅぎょうりょう し えん がっこう し きゅう
家計急変世帯への授業料支援【学校に支給】

ない よう 内 容	私立中学校に在籍されている生徒の世帯が家計急変した場合、授業料の減免を行います。
たい しょう しゃ 対 象 者	以下の要件を全て満たす世帯が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校への入学後に、保護者の失職・倒産等により一定以上家計が急変した世帯 ・保護者の家計急変した年の年収が400万円未満相当 ・保護者の資産保有額が700万円未満
し きゅう がく 支 給 額	上限：年額336,000円（月額28,000円）
しん せい じ き 申 請 時 期	学校によって異なります。
し きゅう じ き 支 給 時 期	学校によって異なります。
しん せい て つづき 申 請 手 続	家計急変の原因となる事由が発生した際に、保護者から学校へお問い合わせの上、申請してください。
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び こう 備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は家計急変が発生した年に受けられる制度です。 ・家計急変世帯以外への授業料支援制度を設けているかどうかは、学校によって異なります。在学されている学校にお問い合わせください。

しゅうがくりょこうえんじょきん しきゅう
修学旅行援助金【支給】

ない 内 よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住する、生活保護を受給されている世帯の中学生が修学旅行に行くために必要な物品（カバン、肌着、靴、靴下等）の購入費用を負担される方
し 支 きゅう 給 がく 額	子ども1人につき6,800円
しん 申 せい 請 じ 時 き 期 およ び し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	随時
しん 申 せい 請 て つづ 手 続	申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）に提出してください。
と 問 あわ い せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。
び 備 こう 考	修学旅行費については、就学援助費（P.33）で申請してください。

中高級学校中級部生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじよ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用（学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等）を支給します。
たい 対 象 者	京都府内（市域を除く。）に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中高級学校中級部に通うお子さんの修学のための費用を負担される方
し 支 給 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給
しん 申 請 手 続	申請書に必要な事項を記入して、在学されている学校に提出してください。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部地域福祉推進課（生活保護係）（TEL075-414-4557又は4564）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。